

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月21日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、市立中学校の課外活動において発生した事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和3年1月21日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 11,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 50歳男性
- 3 事故の概要

令和2年11月21日午後3時頃、亀岡市立東輝中学校の軟式野球部員が、同中学校屋外運動場で打撃練習中に打ったボールが同屋外運動場東側の防球ネットを越えて相手方住宅に当たり、雨どいが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 11,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 50歳男性

3 事故の概要

令和2年11月21日午後3時頃、亀岡市立東輝中学校の軟式野球部員が、同中学校屋外運動場で打撃練習中に打ったボールが同屋外運動場東側の防球ネットを越えて相手方住宅に当たり、雨どいが損傷した。